

令和8年度第2回「九州・中津逸品もん」認証品募集要項

1. 事業の目的

本事業は、中津市の強みである山や海などの恵まれた「大地」の力と、そこで暮らす「中津人（生産者）」のこだわりとたゆまぬ努力により、作り出された商品の中から逸品として誇れるものを「九州・中津逸品もん」として中津市が認証するものである。認証された商品（以下「認証品」という。）を中津市内外の消費者に対してPRすることにより、中津産品がもつブランド力の向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2. 認証対象品

(1) 対象要件

以下の要件を全て満たすものとする。

- 中津市内で栽培、飼養もしくは採取（以下「生産」という。）されたもの、又は、中津市内で生産されたものを使い、原則として中津市内で製造もしくは加工されたもの。
- 販売を開始してから1年以上経過していること。
- 商品の特徴づける原材料が中津市内で生産されており、かつ、その半量以上が中津市産であること。
- 中津市のお土産品や贈答品となりうる商品であり、将来的に中津ブランドの普及に寄与すると見込まれる商品であること。

(2) 対象品目

- 農林水産品：農産物（野菜・果物）、林産物、水産物、畜産物等の一次産業品
- 加工品：中津市内で生産されたものを使用した加工品

3. 申請資格

以下の要件を全て満たす者とする。

1. 中津市内に住所を有する者又は中津市内に事業拠点（本社または事業の主要な活動を行うための工場など）を有する者。
2. 他人の知的財産権（意匠権、商標権、著作権、特許権等）を侵害していないこと。
3. 農薬取締法、JAS法（日本農林規格等に関する法律）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、飼料安全法、食品衛生法による処分（営業停止など）を過去3年間に受けていないこと。
4. 事業者が個人である場合は当該個人が、団体である場合は当該団体及びその代表者が中

津市の市税等を滞納していないこと。

5. 中津市暴力団排除条例（平成23年中津市条例第3号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

6. 品目に応じて、下記個別要件を満たす者。

○ **① 農産物**

- a) 有機JASを取得していること。
- b) a) に該当しない場合は、生産計画・出荷判断規格および栽培履歴を作成していること。

○ **② 林産物**

- a) 中津市内で植菌、栽培、採取が行われ、原産地「中津市」を表示可能なもの。
- b) 生産計画・出荷判断規格および栽培履歴を作成していること。
- c) 材木の場合、森林認証（FSC、SGEC、PEFCのいずれか）を取得している商品であること。

○ **③ 水産物**

- a) 大分県漁業協同組合、漁業を営む法人又は3戸以上の漁業者等で構成する団体であること。
- b) 中津市で水揚げされるもので、美味しい時期や大きさ、鮮度を保つための漁獲や流通上の取り決めがあること。
- c) b) に該当しない場合は、生産計画・出荷判断規格および生産地履歴を作成していること。

○ **④ 畜産物**

- a) 農場HACCPを取得している又はそれに沿った活動をしていること。
- b) a) に該当しない場合は、生産計画・出荷判断規格及び生産地履歴を作成していること。

○ **⑤ 加工品（食品）**

食品衛生法等に基づき、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理及び、食品表示法に基づく食品表示等を実施していること。

※中津市が指定する専門のアドバイザーによる現地確認を実施します。

○ **⑥ 加工品（食品以外）**

関係法令を遵守していること。

4. 認証による支援（メリット）

認証を受けた事業者に対しては、以下の支援等を行う。

- 認証品の包装や広告等における「九州・中津逸品もん」ロゴマークの使用許可。
- 大都市圏でのイベントや商談会等への優先出展・出店。
- 商品開発、販売促進、増産等に係る設備・機械整備事業費の補助。

- 開発商品に係る個別支援やワークショップへの優先参加。
- 中津市によるトップセールス及びPR活動の実施。

5. 認証基準

以下の4項目を総合的に判断し、認証を行う。

- ① **コンセプト**
 - 中津の恵まれた山や海など「大地」の力を連想できる商品であること。
 - 「中津人（生産者）」の個性やこだわりから生まれた商品であること。
 - 取り組みや商品に中津市を連想させる物語があること。
 - 原則として商品名や商品企画、原材料などに、中津を表現する要素を持っていること。
- ② **独自性・希少性**
 - 類似商品に比べて、優位性、独自性があること。
 - パッケージデザインやネーミングに消費者を惹き付ける工夫がされていること。
- ③ **信頼性・安全性**
 - 品質を維持・向上させるための取り組みや技術的な裏付けがあること。
 - 品質表示が適正であること。
- ④ **市場性・将来性**
 - 商品の販売実績かつ生産体制が確立しており継続的（年間単位）に生産・販売が可能であること。（ただし、季節限定の産品として希少価値が高いものについてはこの限りではない。）
 - 中津市地域ブランドの産品として販売拡大が期待できること。

6. 審査方法

(1) 1次審査（資格・形式審査）

提出された申請書類に基づき、申請者及び申請商品が要件に合致しているか、また必要書類が具備されているかについて、担当者が形式審査を行う。

第3項（6）に定める個別要件（生産計画、出荷規格、衛生管理等）への適合については、申請者より提出された「申請要件適合申告書 兼 事前確認チェックシート」における宣誓内容をもって確認するものとする。

なお、必要に応じて中津市職員や食品アドバイザー等による現地確認、聞き取り調査等を実施する場合があります、その聞き取りにより作成した調書は2次審査の資料とする。

(2) 2次審査（認証審査会）

1次審査通過者を対象に実施する。事前に審査員へ配布した資料（申請調書、聞き取り調

書、FCPシート）及び申請者によるプレゼンテーションに基づき、認証基準を満たしているかを審査する。

〈参考〉審査会の流れ

1. 申請者による商品説明（5分程度のプレゼンテーション）
2. 商品審査（試食、試飲等）
3. 審査員からの質疑応答

※試食・試飲等に係る経費は申請者の負担とする。2次審査（認証審査会）に参加できない場合は失格とする。

7. スケジュール（予定）

項目	実施時期
募集開始	令和8年9月1日（火）
募集締め切り	令和8年9月30日（水） 必着
1次審査（資格・形式審査）	令和8年10月
2次審査（認証審査会）	令和8年12月
認証・結果通知	令和9年1月

※1次審査通過者には、11月上旬を目途に、2次審査の詳細日程を通知する。

8. 申請手続き

（1）申請に係る費用

申請に費用は生じない。ただし、前述の通り、2次審査時の商品サンプル及び試食試飲等に係る経費等は申請者の負担とする。

（2）提出書類

次項の「申請書類一覧」に掲げる書類を各1部提出すること。

<申請に係る留意事項>

- 提出された書類は、返却しない。
- 申請書類の内容は、審査及び認証後のPR目的以外には使用しない。
- 審査は申請書類に基づいて行われるため、記載漏れ等がないよう詳細に記入すること。

(3) 募集期間

令和8年9月1日（火）～9月30日（水） 必着

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒871-8501 中津市豊田町14番地3
中津市役所 商業・ブランド推進課 ブランド推進係

TEL：0979-62-9044

FAX：0979-24-4020

mail：s-brand@g.city-nakatsu.jp

9. 認証後の取り扱いに関する事項

1. **認証期間：** 認証した日から起算して、3年を経過する日の属する年度の3月31日までとする。
2. **変更等の届出：** 認証品の名称、内容、包装・容器のデザインを変更したとき、又は生産、製造、販売を廃止・中止したときは、速やかに所定の届出を行うこと。
3. **実績の報告：** 毎年度終了後1か月以内に、認証品の生産量及び販売額等の実績を報告すること。
4. **会員加入の義務：** 認証事業者は「九州・中津ブランド推進協議会」のネットワーク会員に加入することを必須とする。
5. **認証の取消し：** 以下のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことがある。
 - ① 虚偽の申請（宣誓事項への虚偽申告を含む）により認証を受けたとき。
 - ② 認証品の内容が変更され、認証基準を満たさないことが明らかとなったとき。
 - ③ 認証事業者から辞退の申し出があったとき。
 - ④ 認証書や認証シールを不正に使用したとき。
 - ⑤ 法令等の規定による業務改善命令等の行政処分を受けたとき。
 - ⑥ 本事業の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

〈申請書類一覧〉

提出 確認	申請書類	提出要否	審査等における 用途
☐	①「九州・中津逸品もん」認証品申請書（様式第1号）	必須	1次審査 （形式確認）
☐	②「九州・中津逸品もん」認証品申請調書（様式第2号） ※農林水産物用・加工品用のいずれか	必須	1次・2次審査 （審査員配布）
☐	③ FCPシート	必須	1次・2次審査 （審査員配布）
☐	④ 申請要件適合申告書 兼 事前確認チェックシート ※個別要件（栽培計画、出荷規格、HACCP等）および遵守事項の適合を自己申告・誓約する書類	必須	1次審査 （形式確認）
☐	⑤ 法令手続書類の写し（例：営業許可証 又は 営業届出の控え等）	該当のみ 必須	1次審査 （有無確認）
☐	⑥ 生産物賠償責任保険（PL保険）証書の写し	必須	1次審査 （有無確認）
☐	⑦ 市税等納付状況申告書及び確認承諾書	必須	1次審査 （形式確認）
☐	⑧ 各種取得証明書の写し （有機JAS、森林認証、農場HACCP、GS1等）	任意	1次審査 （有無確認）
☐	⑨ 申請者や商品の詳細を説明する書類（パンフレット等）	任意	1次・2次審査 （参考資料）